

大川広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和48年 1月18日
条 例 第 1 号 〕

改正 昭和49年 2月18日条例第 3号 昭和50年 2月14日条例第 3号
昭和51年 2月16日条例第 3号 昭和52年 2月22日条例第 1号
昭和53年 2月17日条例第 2号 昭和54年 2月19日条例第 1号
昭和55年 3月 1日条例第 3号 昭和56年 2月17日条例第 1号
昭和63年 2月 3日条例第 1号 平成 6年 2月 9日条例第 2号
平成 8年12月26日条例第 3号 平成11年 5月21日条例第 7号
平成12年 2月21日条例第 5号 平成14年 2月27日条例第 4号
平成15年 2月12日条例第 6号 平成16年 2月26日条例第 1号
平成16年 2月26日条例第 3号 平成18年 2月28日条例第 4号
平成19年 2月23日条例第 1号 平成20年10月 1日条例第 5号
平成23年 7月20日条例第 1号 平成28年 3月11日条例第 1号
令和元年12月25日条例第 9号 令和 5年 3月28日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、大川広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの（議会議員、管理者及び副管理者を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、一般職の職員であつて同表に掲げる職を兼ねる場合において、一般職の職員としての給料その他の給与を受けるものにあつては、報酬を支給しない。

2 日額で定める報酬（介護認定審査会委員の報酬を除く。）は、前項の規定にかかわらず、従事した時間数が2時間以下の場合は、別表に定める日額の2分の1の額とする。

3 第1項に規定する介護認定審査会委員の報酬の額は、第3条第1項に規定する費用弁償を含むものとする。

(報酬の支給方法)

第2条の2 報酬は、新たに特別職の職員となつたときはその日から支給し、その職を離れたときはその日まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員で関係官公署の職員のうちから任命され、又は委嘱されている者については、報酬を支給しないことができる。

第2条の3 日額で定める報酬は、その月分を翌月15日までに支給する。

2 月額で定める報酬は、その月分を大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号）の適用を受ける職員の給料の支給日に支給する。

3 年額で定める報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までの分を翌年4月に支給する。

- 4 年額で定める報酬は、特別職の職員が就職した日から任期満了、辞職、退職又は解任によりその職を離れた日までについて日割計算により支給するものとし、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 第2項に規定する報酬については、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 6 公務上の必要その他やむを得ない事情がある場合は、前各項の規定にかかわらず、支給日及び日割りの計算の方法について、別に定めることができる。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、大川広域行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第4号)中費用弁償の種類及び額の例による。ただし、一般職の職員であつて特別職の職員を兼ねる者の旅費については、その者が一般職の職員として受ける額に相当する額とする。

(補則)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、報酬の支給及び費用弁償の方法は、大川広域行政組合職員の給与に関する条例及び大川広域行政組合職員の旅費に関する条例(平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年2月18日条例第3号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月14日条例第3号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行し、別表中監査委員年額「37,000」については、昭和49年10月1日から適用する。

附 則(昭和51年2月16日条例第3号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年2月22日条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年2月17日条例第2号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年2月19日条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月1日条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年2月17日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年2月3日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月26日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月21日条例第7号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第4号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大川広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の3第3項及び第4項の規定は、平成17年度の報酬から適用する。

附 則（平成19年2月23日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成23年7月20日条例第1号）

この条例は、平成23年7月20日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		報酬の額
監査委員	議員のうちから選任された委員	年額 25,000円
	識見を有する者の中から選任された委員	年額 50,000円
さざんか荘嘱託医		月額 200,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額
介護認定審査会委員	介護認定審査会	日額 18,000円
	その他	日額 10,000円
行政不服・情報公開審査会委員		日額 8,000円
個人情報保護審議会委員		日額 8,000円
さざんか荘民営化選考委員		日額 8,000円
上記以外の特別職の職員で非常勤のもの		職務の内容により、任命権者が管理者と協議して定める額